

改正

平成14年9月20日条例第27号

平成17年4月1日条例第27号

平成18年4月1日条例第34号

平成19年4月1日条例第14号

平成23年3月23日条例第9号

平成24年6月19日条例第11号

千歳市公共広場条例

(設置)

第1条 市民に憩いと活動の場を提供するため、千歳市公共広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 広場の施設でその使用を有料とするもの（以下「有料広場施設」という。）は、別表第2のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 広場において、次に掲げる行為を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 展示会、集会、イベントその他これらに類する催しのため、広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) その他前各号に準ずる行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が、広場の景観を損なわず、かつ、公衆の広場利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。この場合において、市長は、広場の管理上必要な範囲で条件を付すことができる。

(禁止行為)

第4条 広場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物、土石等を採取すること。
- (3) ごみその他汚物を捨てること。
- (4) 広告又はこれに類するものを掲示し、又は散布すること。
- (5) 指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (6) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 前各号に掲げる行為のほか、市長が広場の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(利用の制限等)

第5条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、区域を定めて広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料広場施設の開設期間等)

第6条 有料広場施設の開設期間は、4月から11月までの間において市長が定める期間とする。

- 2 有料広場施設の開場時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開場時間を延長し、又は短縮することができる。
- 3 有料広場施設の休場日は、毎週金曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日）とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

(有料広場施設の使用の承認)

第7条 有料広場施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、有料広場施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

(有料広場施設の使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、有料広場施設の使用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他有料広場施設の管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第9条 第3条第1項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 第7条第1項の承認を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

- 3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、第2項の使用料の額の1割以内の額を減じた額をもって、回数使用券（以下「回数券」という。）を発行することができる。
- 5 回数券に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 6 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項又は第2項の使用料を減免することができる。
（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（目的外使用等の禁止）

第11条 第3条第1項の許可を受けた者又は第7条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可又は承認を受けた目的以外に広場を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。
（使用許可の取消し等）

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、第3条第1項の許可若しくは第7条第1項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項又は第7条第2項に規定する許可又は承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により第3条第1項の許可又は第7条第1項の承認を受けたとき。

- 2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。
 - (1) 広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
（原状回復の義務）

第13条 使用者は、広場の使用を終了したとき、又は前条第1項若しくは第2項の規定により許可若しくは承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原

状に回復しなければならない。

- 2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 広場の利用者は、その利用により広場の施設を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 広場の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合にあつては、第3条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、同条第2項及び第3項中「市長が必要であると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条、第8条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場の使用の許可及び承認に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者が広場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第18条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第9条第1項及び第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管

理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

- 3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て回数利用券を発行することができる。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 7 第9条及び第10条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市公共広場条例第12条の規定に基づき広場の全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成18年4月1日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市公共広場条例（以下「改正後の条例」という。）別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の千歳市公共広場条例別表第4の規定により発行された共通定期券は、改正後の条例別表第4の規定により発行された共通定期券とみなす。

附 則（平成19年4月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市公共広場条例第17条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月19日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
千歳市北大通広場	千歳市栄町4丁目37番地、千代田町4丁目25番地及び26番地、幸町4丁目27番地、清水町4丁目28番地及び30番地並びに清水町5丁目1番地の1及び16番地
千歳市南大通広場	千歳市東雲町3丁目3番地の1及び同番地の2
千歳市清水町スポーツ広場	千歳市清水町6丁目24番地の1及び同番地の2
千歳市朝日町青空広場	千歳市朝日町8丁目1206番地の94
千歳市青葉遊園広場	千歳市青葉2丁目3番地の68、同番地の98及び同番地の99
千歳市アンカレジパーク	千歳市青葉丘1461番地の87、同番地の91、2018番地の41、同番地の44から同番地の49まで、同番地の55から同番地の62まで、同番地の91、同番地の92、同番地の139、同番地の150から同番地の152まで、2364番地の12、同番地の13、同番地の15、同番地の18から同番地の20まで、同番地の22から同番地の66まで及び同番地の95

千歳市鉄東広場	千歳市住吉5丁目2番地の1、同番地の9及び同番地の11から同番地の13まで
千歳市青葉丘ふれあい広場	千歳市青葉8丁目2018番地の4及び同番地の6から同番地の11まで
千歳市青葉ふれあい広場	千歳市青葉3丁目10番地の2、同番地の26及び同番地の30から同番地の32まで
千歳市日の出丘東ふれあい広場	千歳市日の出丘2019番地の131
千歳市青葉6丁目ふれあい広場	千歳市青葉6丁目942番地の86から同番地の91まで

別表第2（第2条関係）

広場の名称	有料広場施設
千歳市アンカレジパーク	パークゴルフコース

別表第3（第9条関係）

区分		単位		使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為		1平方メートル	1日につき	30円
業としての写真撮影		写真機1台	1日につき	100円
業としての映画撮影			1日につき	500円
興業		1平方メートル	1日につき	10円
第3条第1項 第4号に掲げる行為	入場料を徴収するとき	1平方メートル	1日につき	5円
	入場料を徴収しないとき	1平方メートル	1日につき	2円

別表第4（第9条関係）

使用区分	摘要	使用料			
		一般	中学生以下	高校生及び65歳以上	
個人使用	市内在住者	1日	300円	100円	150円
		共通定期 (2月間)	4,300円	1,400円	2,150円
		共通定期	7,600円	2,500円	3,800円

		(4月間)			
		共通定期 (開設期間)	8,600円	2,800円	4,300円
	市内在住者以 外の者	1日	600円	300円	600円
団体使用	1人1日につき		240円	80円	120円
パークゴルフ 用クラブ及び ボールの貸出 し	1組1日につき		200円	200円	200円

備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 2 未就学児の使用は、保護者の同伴を要する。この場合において、未就学児は無料とし、保護者は各使用区分による使用料とする。
- 3 高校に在学していない者で18歳未満の者の使用（18歳に達する日の属する年度の末日までの使用を含む。）に係る使用料は、高校生の使用料を適用する。
- 4 共通定期は、千歳市都市公園条例（昭和43年千歳市条例第2号）別表第1に規定する有料公園施設と共通の定期使用料とする。
- 5 団体使用は、20人以上の団体であつて、半数以上を市内在住者で構成するものを対象とする。